



2023年1月23日

各 位

会 社 名 株式会社バイク王 & カンパニー
代 表 者 名 代表取締役社長執行役員 石川 秋彦
(コード番号 3377 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 取締役執行役員 小宮 謙一
(TEL. 03-6803-8855)

定款の一部変更及び本店移転に関するお知らせ

当社は、2023年1月23日開催の取締役会におきまして、2023年2月24日開催予定の第25回定時株主総会に「定款の一部変更の件」を付議すること、および本株主総会において前期定款一部変更が承認されることを条件として本店移転を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本店移転

(1) 移転先

東京都世田谷区

(2) 移転の理由

本社機能と営業店舗（旗艦店）を併設することにより、本社と店舗の連携強化を図り、もって店舗営業機能の強化および本社機能の効率化を推進することを目的として、本店移転を決定いたしました。

(3) 移転予定日

2023年11月30日までに開催される取締役会において移転日を決定いたします。

(4) 業績への影響

本件による2023年11月期の業績への影響は軽微であります。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

① 当社および子会社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、子会社を含めた今後の事業展開および事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）について所要の変更を行うものであります。

② 本社機能と営業店舗（旗艦店）を併設することにより、本社と店舗の連携強化、店舗営業機能の強化および本社機能の効率化を目的として、本店を移転するため、現行定款第3条（本店の所在地）を変更するものであります。なお、同条の変更は、2023年11月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとさせていただきます。

③ 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります(変更案第16条)。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するものであります(現行定款第16条)。

(2) 変更の内容

(下線が変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営む事を目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営む事を目的とする。
1 <u>中古自動車および中古自動二輪車ならびに部品の販売修理</u>	1 <u>自動車および自動二輪車ならびに部品および用品の売買・修理・整備および輸出入</u> (削除)
2 <u>中古自動車および中古自動二輪車ならびに部品の貿易業務</u>	(削除)
3 <u>自動車および自動二輪車ならびに部品の販売修理</u>	(削除)
4 <u>自動車および自動二輪車ならびに部品の貿易業務</u>	(削除)
5 経営コンサルタント業務	2 経営コンサルタント業務
6 広告代理業	3 広告代理業
7 損害保険代理店業	4 <u>損害保険代理店業および生命保険の募集に関する業務</u> (削除)
8 生命保険の募集に関する業務	5 <u>自動車および自動二輪車の有償貸渡業</u>
9 自動二輪車の有償貸渡業	6 <u>駐車場装置・駐車設備機器の開発・製造・販売・レンタルおよび機械器具設置工事</u>
10 <u>駐車場装置・駐車設備機器の開発・製造・販売・レンタルおよび機械器具設置工事</u>	7 <u>駐車場の運営および運営の受託</u> (削除)
11 <u>駐車場の運営・管理・保守・施工および運営・管理の受託</u>	8 <u>ECプラットフォームおよびECサイトの開発・運営および保守</u>
12 <u>駐車場の利用者・用地提供者の募集斡旋</u> (新設)	9 <u>飲食店および喫茶店の経営</u>
(新設)	10 <u>ハウスクリーニング業</u>
(新設)	11 <u>古物の売買および輸出入</u>
(新設)	12 <u>自転車ならびに部品および用品の売買・修理・整備および輸出入</u>
(新設)	13 <u>前各号に関連する事業の経営指導</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>13</u> 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都<u>港区</u>に置く。</p> <p>第4条～第12条 (条文省略)</p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>第13条～第15条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示と みなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>法令に定めるところにより、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示する事項に係る情報を電磁的方法により開示することにより、株主に対して提供したものとみなす事が出来る。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第17条～第45条 (条文省略)</p>	<p><u>14</u> 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都<u>世田谷区</u>に置く。</p> <p>第4条～第12条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>第13条～第15条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2</u> 当社は、電子提供措置をとる事項のうち<u>法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第17条～第45条 (現行どおり)</p>

3. 変更の日程

定時株主総会開催日 2023年2月24日(予定)
定款変更の効力発生日 2023年2月24日(予定)

以上